

# 訪問看護（介護予防訪問看護） 自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

## 自主点検に当たっての留意事項

### 1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

### 2 自主点検表の利用方法

**[自主点検の実施時期]** 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

**[自主点検を行う者]** 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

**[点検方法]** 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている ……A  
一部できている ……B  
できていない ……C  
該当なし ……=

評価事項欄にチェックボックス口のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

**[点検後の対応等]** 点検を行った結果、「評価」欄が(B)、(C)に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

**[点検結果の共有]** 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

**[点検結果の保管]** 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

### 3 摘要欄の表記(根拠法令等)

**[条]** 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月24日 条例第14号

※ 下段に(準用第79条)とあるものは、訪問看護以外の事業の条文を準用しているため、条文の数字に注意。

**《条》** 指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 平成24年12月14日 条例第46号

※ 下段に(準用第75条)とあるものは、訪問看護以外の事業の条文を準用しているため、条文の数字に注意。

**[省]** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日・厚生省令第37号)

**《省》** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日 厚生労働省令第35号)

**[通]** 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日 老企第25号)

**[通]**第3-一-:「第3 介護サービス」-「一 訪問介護」

**[通]**第3-二-:「第3 介護サービス」-「二 訪問入浴介護」

**[通]**第3-三-:「第3 介護サービス」-「三 訪問看護」

**[通]**第4-3-:「第4 介護予防サービス」-「第3章 介護予防訪問入浴介護」

**[通]**第4-4-:「第4 介護予防サービス」-「第4章 介護予防訪問看護」

**[法]**介護保険法 (平成9年12月17日 法律第123号)

**[規]**介護保険法施行規則 (平成11年3月31日 厚生省令第36号)

**[留]**指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日 老企第36号)

**《留》**指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載。

## 第1 一般原則及び基本方針

注) 指定介護予防訪問看護の場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問看護」を「介護予防訪問看護」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	1 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	( )	[条] 第3条第1項 [省] 第3条第1項 《条》第3条第1項
	2 地域との結びつきを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	( )	[条] 第3条第2項 [省] 第3条第2項 《条》第3条第2項
	3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【虐待防止については令和6年3月31日まで努力義務】	( )	[条] 第3条第3項 [省] 第3条第3項 《条》第3条第3項
	4 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	( )	[条] 第3条第4項 [省] 第3条第4項 《条》第3条第4項
2 指定訪問看護の基本方針	1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指しているか。	( )	[条] 第64条 [省] 第59条 《条》第64条

## 第2 人員基準

注) 指定介護予防訪問看護の場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問看護」を

「介護予防訪問看護」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 看護師	1 指定訪問看護事業所ごとに次のとおり職員を配置しているか。 ○ 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所 (指定訪問看護ステーション)  □ 保健師、看護師、准看護師(看護職員) : 常勤換算法(※)で2.5以上 常勤換算法: ※従業者の延勤務時間数÷常勤の従業者が勤務すべき時間 (32時間未満は32時間)  □ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 : 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数  ○ 病院又は診療所である指定訪問看護事業所  □ 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数	( )	[条] 第65条第1項(1) [省] 第60条第1項第1号 《条》第65条第1項(1)  [条] 第65条第1項(1)ア [省] 第60条第1項第1号イ 《条》第65条第1項(1)ア  [条] 第65条第1項(1)イ [省] 第60条第1項第1号イ 《条》第65条第1項(1)イ [条] 第65条第1項(2) [省] 第60条第1項第2号 《条》第65条第1項(2)
	2 前項1の、病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所の看護職員のうち1名は、常勤か。	( )	[条] 第65条第2項 [省] 第60条第2項 《条》第65条第2項
	3 以下の場合は、前項1、2の基準を満たしているものとみなしているか。  □ 指定予防訪問看護事業の指定を併せて受けており、指定介護予防訪問看護事業を、同一の事業所で一体的に運営し、指定介護予防サービス等基準条例第65条の人員基準を満たしている場合。 ※介護予防訪問看護の場合は、「指定介護予防訪問看護」を「指定訪問看護」と読み替える。  □ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の指定を併せて受けており、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を、同一の事業所で一体的に運営し、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号の人員基準を満たしている場合。  □ 指定複合型サービス事業の指定を併せて受けており、かつ指定看護小規模多機能型居宅介護を、同一の事業所で一体的に運営し、指定地域密着型サービスの基準条例第193条第4項の人員基準を満たしている場合。	( )	[条] 第65条第3項 [省] 第60条第3項 《条》第65条第3項  [条] 第65条第4項 [省] 第60条第4項  [条] 第65条第5項 [省] 第60条第5項
2 管理者	1 常勤・専従の管理者を置いているか。	( )	[条] 第66条第1項 [省] 第61条第1項
	2 当該事業所の管理業務に支障がなく、他の職務を兼ねているのは以下の場合か。  □ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員として職務に従事する場合。  □ 健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションであり、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員として職務に従事する場合。  □ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合で、ほかの事業所の管理者または従業者として職務に従事する場合。	( )	[通] 第3-1-1(2)① 《条》第66条第1項  [通] 第3-3-1(2)①イ  [通] 第3-3-1(2)①ロ  [通] 第3-3-1(2)①ハ
	3 管理者は、保健師又は看護師であるか(長期間の傷病又は出張等の緊急やむを得ない場合を除く)。	( )	[条] 第66条第2項 [省] 第61条第2項 [通] 第3-3-1(2)②、③ 《条》第66条第2項
	4 適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有しているか。	( )	[条] 第66条第3項 [省] 第61条第3項 [通] 第3-3-1(2)④ 《条》第66条第3項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	5 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験があるか。	( )	〔通〕 第3-三-1(2)④

### 第3 設備基準

注) 指定介護予防訪問看護の場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問看護」を「介護予防訪問看護」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 設備及び備品等	<p>1 指定訪問看護ステーションの場合、次のとおり設備及び備品が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 他の事業の事務所を兼ねる場合は、必要な広さの専用区画が明確化されていれば、区分されていなくてもよい。</li> <li><input type="checkbox"/> ※ 指定訪問看護ステーションが、健康保険法による訪問看護ステーションの場合は、事務室を共用してもよい。</li> <li><input type="checkbox"/> 事務室は、利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースを確保している。</li> <li><input type="checkbox"/> 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えている。</li> </ul> <p>※ 同一敷地内に他の事業所があり、指定訪問看護事業又は他の事業所の運営に支障がなければ、設備及び備品等を共用してもよい。</p>	( )	<p>[条] 第67条第1項 [省] 第62条第1項 《条》第67条第1項</p> <p>[通] 第3-三-2(1)①</p> <p>[通] 第3-三-2(1)②</p> <p>[通] 第3-三-2(1)③</p>
	<p>2 指定訪問看護を担当する医療機関の場合、次のとおり設備及び備品が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、事業を行うために必要な広さの専用の区画が確保されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 業務に支障がなく、事業を行うための区画が明確化されていれば、区分されていなくてもよい。</li> <li><input type="checkbox"/> 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該医療機関で診療用に備え付けられているものを使用してもよい。</li> </ul>	( )	<p>[条] 第67条第2項 [省] 第62条第2項 [通] 第3-三-2(2)① 《条》第67条第2項</p> <p>[通] 第3-三-2(2)②</p>
	<p>3 指定介護予防訪問看護事業の指定を併せて受けており、指定介護予防訪問看護事業を、同一の事業所で一体的に運営し、指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項または第2項に規定する設備基準を満たしている場合、前項1～2の基準を満たしているものとみなしているか。</p> <p>※介護予防訪問看護の場合は、「指定介護予防訪問看護」を「指定訪問看護」と読み替える。</p>	( )	<p>[条] 第67条第3項 [省] 第62条第3項 《条》第67条第3項</p>

## 第4 運営基準

注) 指定介護予防訪問看護の場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問看護」を

「介護予防訪問看護」に読み替えてください。(項目15~18を除く)

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の項目を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、当該指定訪問看護の提供の開始について利用申込者の同意を、書面により得ているか。  <input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） <input type="checkbox"/> 看護師等の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	( )	[条] 第9条第1項 (準用第79条) [省] 第8条第1項 [通] 第3-三-3(2) 《条》第51条の2第1項 (準用第75条)
	2 前項1の文書はわかりやすいものとなっているか。	( )	[通] 第3-三-3(2)
	3 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。  ① 指定訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  イ 指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  ロ 指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  ③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	( )	[条] 第9条第2項 (準用第113条) [省] 第8条第2項 《条》第51条の2第2項 (準用第75条) [条] 第9条第2項 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第2項(1) 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第2項(1)ア 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第2項(1)イ 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第2項(2) 《条》第51条の2第2項  [条] 第9条第3項 《条》第51条の2第3項  [条] 第9条第4項 《条》第51条の2第4項



項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>④ 指定訪問看護事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ①に規定する方法のうち指定訪問看護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ④の規定による承諾を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>〔条〕 第9条第5項 《条》 第51条の2第5項</p> <p>〔条〕 第9条第5項(1) 《条》 第51条の2第5項</p> <p>〔条〕 第9条第5項(2) 《条》 第51条の2第5項</p> <p>〔条〕 第9条第6項 《条》 第51条の2第6項</p>
2 提供拒否の禁止	<p>1 次に掲げた正当な理由以外で、指定訪問看護の提供を拒んでいないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該指定訪問看護事業所の現員では利用申込みに応じきれない場合</p> <p><input type="checkbox"/> 利用申込者の居住地が当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合</p>	( )	<p>〔条〕 第10条 (準用第79条) 《条》 第51条の3 (準用第75条) 〔通〕 第3-三-3(3)①</p> <p>〔通〕 第3-三-3(3)②</p> <p>〔通〕 第3-三-3(3)②その他</p>
	<p>2 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。</p>	( )	〔通〕 第3-三-3(3)
3 サービス提供困難時の対応	<p>1 利用申込者の病状、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対してサービス提供が困難であると認められる場合、主治医及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所）への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	( )	〔条〕 第68条 〔省〕 第63条 《条》 第68条
4 受給資格等の確認	<p>1 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。</p>	( )	〔条〕 第12条第1項 (準用第79条) 〔省〕 第11条第1項 〔通〕 第3-一-3(5)① 《条》 第51条の5第1項 (準用第75条)
	<p>2 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定訪問看護を提供するように努めているか。</p>	( )	〔条〕 第12条第2項 (準用第79条) 〔省〕 第11条第2項 〔通〕 第3-一-3(5)② 《条》 第51条の5第2項 (準用第75条)
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>1 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。</p>	( )	〔条〕 第13条第1項 (準用第113条) 〔省〕 第12条第1項 〔通〕 第3-一-3(6)① 《条》 第51条の6第1項 (準用第75条)
	<p>2 利用者に居宅介護支援が行われていない場合で、必要と認めるときは、利用申込者の意思を踏まえて速やかに更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請の援助が必要な場合は、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する30日前には申請の援助を行うこと。</p>	( )	〔条〕 第13条第2項 (準用第79条) 〔省〕 第12条第2項 〔通〕 第3-一-3(6)② 《条》 第51条の6第2項 (準用第75条)



項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
6 心身の状況等の把握	1 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況、病歴 <input type="checkbox"/> 利用者の置かれている環境 <input type="checkbox"/> 他の保健医療サービスの利用状況 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用状況 等 ※ 直近3月の会議出席日・出席者職氏名を記入 <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div>	( )	[条] 第14条 (準用第79条) [省] 第13条 《条》 第51条の7 (準用第75条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	1 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	( )	[条] 第69条第1項 [省] 第64条第1項 《条》 第69条第1項
	2 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。	( )	[条] 第69条第2項 [省] 第64条第2項 《条》 第69条第2項
	3 主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	( )	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	1 利用申込者が法定代理受領サービスとして指定訪問看護を受けない場合、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画を居宅介護支援事業者に作成依頼すると市町村へ届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること <input type="checkbox"/> その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	( )	[条] 第16条 (準用第79条) [省] 第15条 [通] 第3-1-3(7) 《条》 第51条の9 (準用第75条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	1 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。	( )	[条] 第17条 (準用第79条) [省] 第16条 《条》 第51条の10 (準用第75条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	1 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(※)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。	( )	[条] 第18条 (準用第79条) [省] 第17条 [通] 第3-1-3(8) 《条》 第51条の11 (準用第75条)
11 身分を証する書類の携行	1 訪問看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、これを提示させているか。	( )	[条] 第19条 (準用第79条) 《条》 第51条の12 (準用第75条)
	2 証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該訪問看護師等の氏名の記載があるか。 ※当該看護師の写真の添付や機能の記載を行うことが望ましい。	( )	[省] 第18条 [通] 第3-1-3(9)
12 サービスの提供記録	1 指定訪問看護を提供した際に、次の項目を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面(サービス利用票等)に記載しているか。 <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供内容(具体的には2のとおり) <input type="checkbox"/> 当該指定訪問看護について支払を受ける居宅介護サービス費の額(法定代理受領した額) <input type="checkbox"/> その他、サービス提供に当たって必要な事項	( )	[条] 第20条第1項 (準用第79条) [省] 第18条第1項 [通] 第3-1-3(10)① 《条》 第51条の13第1項 (準用第75条)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	2 指定訪問看護を提供した際に、具体的に次のことを記録しているか。 <input type="checkbox"/> 提供日 <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	( )	[条] 第20条第2項 (準用第79条) [省] 第19条第2項 [通] 第3-1-3(10)② 《条》第51条の13第2項 (準用第75条)
	3 前項2の具体的なサービスの内容等の記録を5年間保存しているか。	( )	[条] 第78条第2項(4) 《条》第74条第2項(4)
	4 利用者からの申出があった場合には、文書を交付するなど、その情報を利用者に対して提供しているか。	( )	[条] 第20条第2項 [省] 第18条第2項 《条》第51条の13第2項
13 利用料等の受領	1 法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額(1割、2割又は3割負担額)の支払を受けているか。	( )	[条] 第70条第1項 [省] 第66条第1項 《条》第70条第1項
	2 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額(いわゆる償還払いの場合)及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていないか。	( )	[条] 第70条第2項 [省] 第66条第2項 《条》第70条第2項
	3 前項1、2の支払を受ける額のほか、利用者の希望で通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合に要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	( )	[条] 第70条第3項 [省] 第66条第3項 [通] 第3-1-3(11)③ 《条》第70条第3項
	4 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、次のことを行っているか。 <input type="checkbox"/> 利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行っている。 <input type="checkbox"/> 文書で同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 利用料の内容及び費用の額について、事業所の見やすい場所に掲示している。	( )	[条] 第70条第4項 [省] 第66条第4項 [通] 第3-1-3(11)④ 《条》第70条第4項
	5 指定訪問看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。	( )	[法] 第41条第8項 [規] 第63条
	6 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 ① 保険給付対象額(本項1のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、本項2のサービスを提供した場合は10割負担額) ② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問看護に要する交通費	( )	
	7 領収証に、医療費控除の対象額(指定訪問看護に係る利用者の自己負担分全額)についても記載しているか。  ※ 医療費控除の対象となる利用者 居宅サービス計画に「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「短期入所療養介護」のいずれかが位置づけられている利用者。 介護福祉士等による喀痰吸引については、サービス類型に関わらず医療費控除対象。(居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1)	( )	○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて (H28.10.3厚生労働省老健局振興課事務連絡)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
14 保険給付の請求のための証明書の交付	1 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合（いわゆる償還払いの場合）は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。  <input type="checkbox"/> 提供した指定訪問看護の内容 <input type="checkbox"/> 費用の額 <input type="checkbox"/> その他必要と認められる事項	( )	[条] 第22条 (準用第79条) [省] 第21条 《条》第52条の2第1項 (準用第75条)
15 指定訪問看護の基本取扱方針	1 指定訪問看護を利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行っているか。	( )	[条] 第71条第1項 [省] 第67条第1項
	2 療養上の目標を設定し、計画的に行っているか。	( )	
	3 自らその提供する指定訪問看護の質の評価（※）を行い、常にその改善を図っているか。 ※ 目標達成の度合いやその効果等についての評価 質の評価方法を記入 <div style="border: 1px dashed black; height: 20px; width: 100%;"></div>	( )	[条] 第71条第2項 [省] 第67条第2項
16 指定訪問看護の具体的な取扱方針	1 主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	( )	[条] 第72条第1項(1) [省] 第68条第1項第1号
	2 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	( )	[条] 第72条第1項(2) [省] 第68条第1項第2号
	3 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービス提供を行っているか。	( )	[条] 第72条第1項(3) [省] 第68条第1項第3号
	4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めているか。 また、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	( )	[条] 第72条第1項(4) [省] 第68条第1項第4号
	5 医学的に広く一般に認められていない特殊な看護等を行っていないか。	( )	[条] 第72条第1項(5) [省] 第68条第1項第5号
17 主治の医師との関係	1 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。	( )	[条] 第73条第1項 [省] 第69条第1項 [通] 第3-三-3(4)①
	2 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	( )	[条] 第73条第2項 [省] 第69条第2項 [通] 第3-三-3(4)②
	3 前項2の主治医からの指示書を5年間保存しているか。	( )	[条] 第78条第2項(1)
	4 主治医との密接な連携を図るため、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書(次項18参照)を定期的に提出しているか。	( )	[条] 第73条第3項 [省] 第69条第3項 [通] 第3-三-3(4)③、⑤
	5 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を、電子的な方法により主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保しているか。	( )	[通] 第3-三-3(4)④
	6 前項5のとおり、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を電子的方法によって提出する場合は、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施しているか。	( )	
	(参考) 当該指定訪問看護事業者が、指定訪問看護を担当する医療機関である場合、次の項目は、診療録その他診療に関する記録への記載に代えることができる。  <input type="checkbox"/> 2の主治医の文書 <input type="checkbox"/> 4の訪問看護計画書 <input type="checkbox"/> 4の訪問看護報告書		[条] 第73条第4項 [省] 第69条第4項 [通] 第3-三-3(4)⑥





項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
22 管理者の責務	1 管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	( )	[条] 第56条第1項 (準用第79条) [省] 第52条第1項 [通] 第3-二-3(4) 《条》第54条第1項 (準用第75条)
	2 管理者は、従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	( )	[条] 第56条第2項 (準用第79条) [省] 第52条第2項 [通] 第3-二-3(4) 《条》第54条第2項 (準用第75条)
23 運営規程	1 指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	( )	[条] 第77条 [省] 第73条 《条》第73条
	<input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護の内容 <input type="checkbox"/> 利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 <b>【R6.3.31まで努力義務】</b> <input type="checkbox"/> その他の運営に係る重要事項		<input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(1) 《条》第73条第1項(1) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(2) 《条》第73条第1項(2) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(3) 《条》第73条第1項(3) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(4) 《条》第73条第1項(4) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(4) 《条》第73条第1項(4) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(5) 《条》第73条第1項(5) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(6) 《条》第73条第1項(6) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(7) 《条》第73条第1項(7) <input type="checkbox"/> [条] 第77条第1項(8) 《条》第73条第1項(8)
24 勤務体制の確保等	1 指定訪問看護ステーションにおいては、指定訪問看護事業所ごとに、次のとおり勤務の体制を定めているか。	( )	[条] 第32条第1項 (準用第79条) [省] 第30条第1項 《条》第73条の2第1項 [通] 第3-三-3(10)②
	2 指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確化し、次のとおり勤務の体制を定めているか。	( )	[通] 第3-三-3(10)②
	3 当該指定訪問看護事業所の訪問看護師等(※)によって指定訪問看護を提供しているか。	( )	[条] 第32条第2項 [省] 第30条第2項 [通] 第3-一-3(21)② 《条》第73条の2第2項
	※ 雇用契約その他の契約により当該事業所の管理の指揮命令下にある看護師等を指す。		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	4 訪問看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	( )	[条] 第32条第3項 [省] 第30条第3項 《条》 第73条の2第3項
	5 業務上必要な範囲を超えて行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動（ハラスメント）により、看護師等の就業環境が害されることを防止するために、次のとおり必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 <input type="checkbox"/> 相談（苦情を含む。）に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。	( )	[条] 第32条第4項 [省] 第30条第4項 [通] 第3-1-3(21)④ 《条》 第73条の2第4項  [通] 第3-1-3(21)④イa  [通] 第3-1-3(21)④イb
	6 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主は次のことを行っているか。（事業者が講じることが望ましい取組） <input type="checkbox"/> 迷惑行為の相談に適切に対応するための体制整備 <input type="checkbox"/> 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス対応、複数対応など） <input type="checkbox"/> 被害防止のための取組（迷惑行為マニュアル作成や、研修の実施）	( )	[通] 第3-1-3(21)④ロ
25 業務継続計画の策定等	1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第32条の2第1項（準用第113条） [省] 第30条の2第1項 《条》 第55条の2の2第1項（準用第75条）
【R6.3.31までは努力義務】	2 業務継続計画には、次のとおり策定されているか。 <感染症に係る業務継続計画> <input type="checkbox"/> 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） <input type="checkbox"/> 初動対応 <input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <災害に係る業務継続計画> <input type="checkbox"/> 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） <input type="checkbox"/> 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） <input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携 ＜感染症に係る業務継続計画＞と、＜災害に係る業務継続計画＞は、一体的に策定してもよい。	( )	[通] 第3-1-3(6)② [通] 第3-1-3(6)②イ [通] 第3-1-3(6)②イa [通] 第3-1-3(6)②イb [通] 第3-1-3(6)②イc  [通] 第3-1-3(6)②ロ [通] 第3-1-3(6)②ロa [通] 第3-1-3(6)②ロb [通] 第3-1-3(6)②ロc [通] 第3-1-3(6)②なお書き
	3 従業者に対して、業務継続計画について周知しているか。	( )	[条] 第32条の2第2項（準用第113条） [省] 第30条の2第2項 《条》 第55条の2の2第2項（準用第75条）
	4 従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか <input type="checkbox"/> 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には別に研修を実施。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。 <input type="checkbox"/> 感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	( )	[条] 第32条の2第2項（準用第113条） [省] 第30条の2第2項 [通] 7-3(6)③ 《条》 第55条の2の2第2項（準用第75条）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	5 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。 <input type="checkbox"/> 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可	( )	[条] 第32条の2第2項 (準用第113条) [省] 第30条の2第2項 [通] 7-3(6)④ 《条》第55条の2の2第2項 (準用第75条)
	6 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	( )	[条] 第32条の2第3項 (準用第113条) [省] 第30条の2第3項 《条》第55条の2の2第3項 (準用第75条)
26 衛生管理等	1 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	( )	[条] 第33条第1項 (準用第79条) [省] 第31条第1項 《条》第55条の3第1項 (準用第75条)
	2 看護師等の感染を予防するため、使い捨ての手袋やマスク等の備品を備えるなど対策を講じているか。	( )	[通] 第3-1-3(23)①
	3 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	( )	[条] 第33条第2項 [省] 第31条第2項 《条》第55条の3第2項 (準用第75条)
	4 当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】	( )	[条] 第33条第3項 [省] 第31条第3項第1号 [通] 第3-1-3(8)②イ 《条》第55条の3第3項 (準用第75条)
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催 <input type="checkbox"/> おおむね6月に1回以上開催 <input type="checkbox"/> 委員会の結果について、従業者に周知する。	( )	[条] 第33条第3項(1) 《条》第55条の3第3項(1)
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 <input type="checkbox"/> 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定。 <input type="checkbox"/> 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 <平常時の対策> <input type="checkbox"/> 事業所内の衛生管理（環境の整備等） <input type="checkbox"/> ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） <発生時の対応>	( )	[条] 第33条第3項(2) 《条》第55条の3第3項(2)
	③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。	( )	[条] 第33条第3項(3) 《条》第55条の3第3項(3)



項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う</p> <p><input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策をした上でのケアの演習</p>	( )	[条] 第33条第3項(3) 《条》第55条の3第3項(3)
27 掲示	<p>1 当該訪問看護事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 看護師等の勤務の体制（職種ごと、常勤・非常勤の人数。氏名は不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情処理体制 （国民健康保険団体連合会、市町村の苦情受付窓口も掲示することが望ましい）</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況 （実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、結果開示状況）</p> <p><input type="checkbox"/> その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>※ 前各号の内容を記載した書面をファイル等で当該訪問看護事業所に備え付け、いつでも閲覧できる状態にすることで、掲示に代えてもよい。</p>	( )	[条] 第34条第1項 （準用第113条） [省] 第32条第1項 [通] 第3-1-3 (24)① 《条》第55条の4第1項 （準用第75条） [通] 第3-1-3 (24)①  [通] 第3-1-3 (24)① [通] 第3-1-3 (24)①  [通] 第3-1-3 (24)①  [通] 第3-1-3 (24)①  [条] 第34条第2項 （準用第113条） [省] 第32条第2項 [通] 第3-1-3 (24)② 《条》第55条の4第1項 （準用第75条）
28 秘密保持等	<p>1 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	( )	[条] 第35条第1項 （準用第79条） [省] 第33条第1項 [通] 第3-1-3 (25)① 《条》第55条の5第1項 （準用第75条）
	<p>2 指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らした場合に違約金を取るなど、秘密漏洩防止のために必要な措置を講じているか。</p>	( )	[条] 第35条第2項 （準用第113条） [省] 第33条第2項 [通] 第3-1-3 (25)② 《条》第55条の5第2項 （準用第75条）
	<p>3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。</p>	( )	[条] 第35条第3項 （準用第113条） [省] 第33条第3項 [通] 第3-1-3 (25)③ 《条》第55条の5第3項 （準用第75条）
	<p>4 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。</p>	( )	[条] 第35条第3項 （準用第113条） [省] 第33条第3項 [通] 第3-1-3 (25)③ 《条》第55条の5第3項 （準用第75条）
29 広告	<p>1 当該指定訪問看護事業所について広告する場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	( )	[条] 第36条 （準用第79条） [省] 第34条 《条》第55条の6 （準用第75条）
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>1 指定訪問看護事業者は、特定の事業者 서비스에利用させることの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	( )	[条] 第37条 （準用第79条） [省] 第35条 [通] 第3-1-3 (27) 《条》第55条の7 （準用第75条）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
31 苦情処理	1 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。  <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定訪問看護事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。  <input type="checkbox"/> 上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。  <input type="checkbox"/> 苦情処理の概要について指定訪問看護事業所内に掲示しているか。	( )	[条] 第38条第1項 (準用第79条) [省] 第36条第1項 [通] 第3-1-3 (28)① 《条》第55条の8第1項 (準用第75条)
	2 前項1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	( )	[条] 第38条第2項 [省] 第36条第2項 [通] 第3-1-3 (28)② 《条》第55条の8第2項
	3 前項2の記録を5年間保存しているか。	( )	[条] 第78条(6) 《条》第74条(6)
	4 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	( )	[通] 第3-1-3 (28)②
	5 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	( )	[条] 第38条第3項 [省] 第36条第3項 [通] 第3-1-3 (28)③ 《条》第55条の8第3項
	6 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	( )	[条] 第38条第3項 [省] 第36条第3項 [通] 第3-1-3 (28)③ 《条》第55条の8第3項
	7 市町村から求めがあった場合には、前項6の改善の内容を市町村に報告しているか。	( )	[条] 第38条第4項 [省] 第36条第4項 《条》第55条の8第3項
	8 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	( )	[条] 第38条第5項 [省] 第36条第5項 《条》第55条の8第5項
	9 国民健康保険団体連合会から前項8の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	( )	[条] 第38条第5項 [省] 第36条第5項 《条》第55条の8第5項
	10 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項9の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	( )	[条] 第38条第6項 [省] 第36条第6項 《条》第55条の8第6項
32 地域との連携等	1 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業(※)に協力するよう努めているか。 ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て、市町村が行う事業も含む。	( )	[条] 第39条第1項 (準用第79条) [省] 第36条の2第1項 [通] 第3-1-3 (29)① 《条》第55条の9第1項 (準用第75条)
	2 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に指定訪問看護事業所が所在する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護を提供するよう努めているか。	( )	[条] 第39条第2項 (準用第79条) [省] 第36条の2第2項 [通] 第3-1-3 (29)② 《条》第55条の9第2項 (準用第75条)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
33 事故発生時の対応	1 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	( )	[条] 第40条第1項 (準用第79条) [省] 第37条第1項 [通] 第3-1-3(30) 《条》第55条の10第1項 (準用第75条)
	2 骨折以上の事故は前橋市にも報告しているか。	( )	○社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領 (H23. 8. 29施行)
	3 骨折のほか、甚大と考えられる打撲、出血についても家族や前橋市へ報告しているか。	( )	
	4 1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	( )	[条] 第40条第2項 [省] 第37条第2項 [通] 第3-1-3(30) 《条》第55条の10第2項 (準用第75条)
	5 前項4の記録を5年間保存しているか。	( )	[条] 第78条(7) 《条》第74条(7)
	6 指定訪問看護事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	( )	[条] 第40条第3項 [省] 第37条第3項 [通] 第3-1-3(30) 《条》第55条の10第3項 (準用第75条)
	7 損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	( )	[通] 第3-1-3(30)②
	8 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	( )	[通] 第3-1-3(30)③
34 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の1~4に掲げる措置を講じているか。 【R6. 3. 31までは努力義務】	( )	[条] 第40条の2第1項 (準用第113条) [省] 第37条の2第1項 [通] 第3-1-3(31) 《条》第55条の10の2第1項 (準用第75条)
	1 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) <input type="checkbox"/> 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化する。 <input type="checkbox"/> 定期的な開催。 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会での検討事項。 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること  <input type="checkbox"/> 開催結果の看護師等に対する周知徹底。	( )	[条] 第40条の2第1項(1) [省] 第37条の2第1項第1号 《条》第55条の10の2第1項 (1)  [通] 第3-1-3(31)①  [通] 第3-1-3(31)①  [通] 第3-1-3(31)①  [通] 第3-1-3(31)①イ  [通] 第3-1-3(31)①ロ  [通] 第3-1-3(31)①ハ  [通] 第3-1-3(31)①ニ  [通] 第3-1-3(31)①ホ  [通] 第3-1-3(31)①へ  [通] 第3-1-3(31)①ト

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>2 虐待の防止のための指針が整備されているか。 また、指針には、次の項目が盛り込まれているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	( )	<p>[条] 第40条の2第1項(2) (準用第113条)</p> <p>[省] 第37条の2第1項第2号 《条》第55条の10の2第1項(2)</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②イ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ロ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ハ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ニ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ホ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ヘ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②ト</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②チ</p> <p>[通] 第3-1-3(31)②リ</p>
	<p>3 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には必ず研修を実施。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。</p>	( )	<p>[条] 第40条の2第1項(3) (準用第113条)</p> <p>[省] 第37条の2第1項第3号 [通] 第3-1-3(31)③ 《条》第55条の10の2第1項(3)</p>
	<p>4 1~3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましい。</p>	( )	<p>[条] 第40条の2第1項(4) (準用第113条)</p> <p>[省] 第37条の2第1項第4号 [通] 第3-1-3(31)④ 《条》第55条の10の2第1項(3)</p>
35 会計の区分	<p>1 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	( )	<p>[条] 第41条 (準用第79条)</p> <p>[省] 第38条 《条》第55条の11 (準用第75条)</p>
	<p>2 具体的な会計処理の方法については、次の通知を参考として適切に行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.3.28老振発第18号)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(H24.3.29老高発0329第1号)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(H12.3.10老計第8号)</p>	( )	[通] 第3-1-3(32)
36 記録の整備	<p>1 次の諸記録を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員</p> <p><input type="checkbox"/> 設備</p> <p><input type="checkbox"/> 備品</p> <p><input type="checkbox"/> 会計</p>	( )	<p>[条] 第78条第1項 [省] 第73条の2第1項 《条》第74条第1項</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>2 次に掲げる記録を整備し、その完結の日（※）から5年間保存しているか。</p> <p>※ 完結の日：契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日。</p> <p><input type="checkbox"/> 17の、主治医による指示の文書</p> <p><input type="checkbox"/> 18の、訪問看護計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 18の、訪問看護報告書</p> <p><input type="checkbox"/> 12の、提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 20の、市町村への通知に係る記録</p> <p><input type="checkbox"/> 31の、苦情の内容等の記録</p> <p><input type="checkbox"/> 33の、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	( )	<p>[条] 第78条第2項 [省] 第73条の2第2項 《条》第74条第2項 [通] 第3-三-3(9)</p> <p>[条] 第78条第2項(1) 《条》第74条第2項(1)</p> <p>[条] 第78条第2項(2) 《条》第74条第2項(2)</p> <p>[条] 第78条第2項(3) 《条》第74条第2項(3)</p> <p>[条] 第78条第2項(4) 《条》第74条第2項(4)</p> <p>[条] 第78条第2項(5) 《条》第74条第2項(5)</p> <p>[条] 第78条第2項(6) 《条》第74条第2項(6)</p> <p>[条] 第78条第2項(7) 《条》第74条第2項(7)</p>
37 電磁的記録等	<p>1 電磁的記録について</p> <p>指定訪問看護事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるが、下記のとおり行っているか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>	( )	<p>[条] 第277条第1項 [省] 第217条第1項 [通] 第5-1(1)</p> <p>[通] 第5-1(1)</p> <p>[通] 第5-1(2)</p> <p>[通] 第5-1(2)①</p> <p>[通] 第5-1(2)②</p> <p>[通] 第5-1(3)</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	<p>2 電磁的方法について</p> <p>指定訪問看護事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、「1内容及び手続の説明及び同意」の「評価事項3」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。（※1）</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。（※1）</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①～③の方法に準じた方法によること。</p> <p>ただし、基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>※1 「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p>	( )	<p>[条] 第277条第2項 [省] 第217条第2項</p> <p>[通] 第5-2(1)</p> <p>[通] 第5-2(2)</p> <p>[通] 第5-2(3)</p> <p>[通] 第5-2(4)</p>
	<p>3 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p>	( )	<p>[通] 第5-2(5)</p>



## 第5 介護予防のための効果的な支援の方法（介護予防のみ）

項目	評価事項	評価	摘要
1 介護予防のための基本取扱方針	1 指定介護予防訪問看護を利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行っているか。	( )	《条》第76条第1項
	2 提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	( )	《条》第76条第2項
	3 利用者ができる限り要介護状態とならないよう支援することが目的であることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	( )	《条》第76条第3項
	4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	( )	《条》第76条第4項
	5 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めているか。	( )	《条》第76条第5項
2 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	1 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等により、利用者の病状、心身の状況、環境等利用者の日常生活全般の状況を把握しているか。	( )	《条》第77条(1)
	2 看護師等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問看護計画の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治医に提出しているか。	( )	《条》第77条(2)
	3 既に介護予防サービス計画書が作成されている場合は、介護予防サービス計画に沿った介護予防訪問看護計画書を作成しているか。	( )	《条》第77条(3)
	4 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	( )	《条》第77条(4)
	5 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。	( )	《条》第77条(5)
	6 主治医との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	( )	《条》第77条(6)
	7 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	( )	《条》第77条(7)
	8 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービス提供を行っているか。	( )	《条》第77条(8)
	9 医学的に広く一般に認められていない特殊な看護等を行っているか。	( )	《条》第77条(9)
	10 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供開始時からサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	( )	《条》第77条(10)
	11 モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書を指定介護予防支援事業者に報告するとともに、主治医に定期的に提出しているか。	( )	《条》第77条(11)
	12 管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。	( )	《条》第77条(12)
	13 モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行っているか。	( )	《条》第77条(13)



項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
	(参考) 当該指定介護予防訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合、次の項目は、診療録その他診療に関する記録への記載に代えることができる。 <input type="checkbox"/> 本項2-2の介護予防訪問看護計画書 <input type="checkbox"/> 本項2-11の介護予防訪問看護報告書 <input type="checkbox"/> 次項3-2の主治医の指示書	( )	《条》第77条(15) 《条》第77条(15) 《条》第77条(15) 《条》第78条第4項
3 主治の医師との関係	1 管理者は、主治医の指示に基づき適切な介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。	( )	《条》第78条第1項
	2 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けているか。	( )	《条》第78条第2項
	3 主治医との密接な連携を図るため、主治医に介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を定期的に提出しているか。	( )	《条》第78条第3項 [通] 第4-4-三-2(3)③

## 第6 届出等

注) 指定介護予防訪問看護の場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「訪問看護」を

「介護予防訪問看護」に読み替えてください。

摘要欄(予)：介護予防訪問看護

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 変更、再開の届出	1 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認を要するため、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。  <input type="checkbox"/> 事業所の所在地（出張所を含む）  <input type="checkbox"/> 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等）	( )	前橋市ホームページ 介護保険事業者の変更届 ○届出時期  〔規〕第116条第1項第1号 (予)第140条の5第1項第1号 〔規〕第116条第1項第6号 (予)第140条の5第1項第6号
	2 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。  <input type="checkbox"/> 事業所の名称、事業所の電話、FAX（出張所を含む） <input type="checkbox"/> 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX <input type="checkbox"/> 申請者の代表者の氏名、住所、生年月日、職名 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書及び条例等（当該指定訪問看護事業に関するものに限る） <input type="checkbox"/> 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所の別 <input type="checkbox"/> 利用者の推定数 <input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、住所、生年月日 <input type="checkbox"/> 運営規程	( )	〔法〕第75条第1項 (予)第115条の5第1項 〔規〕第131条第1項第3号 (予)第140条の22第1項第3号  〔規〕第116条第1項第1号 (予)第140条の5第1項第1号 〔規〕第116条第1項第2号 (予)第140条の5第1項第2号 〔規〕第116条第1項第2号 (予)第140条の5第1項第2号 〔規〕第116条第1項第4号 (予)第140条の5第1項第4号 〔規〕第116条第1項第5号 (予)第140条の5第1項第5号 〔規〕第116条第1項第7号 (予)第140条の5第1項第7号 〔規〕第116条第1項第8号 (予)第140条の5第1項第8号 〔規〕第116条第1項第9号 (予)第140条の5第1項第9号
2 廃止、休止の届出	1 当該指定訪問看護事業を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、次の項目を前橋市長に届け出ているか。  <input type="checkbox"/> 廃止又は休止しようとする年月日  <input type="checkbox"/> 廃止又は休止しようとする理由  <input type="checkbox"/> 現に訪問看護サービスを受けている者に対する措置  <input type="checkbox"/> 休止の場合は、休止の予定期間	( )	〔法〕第75条第2項 (予)第115条の5第2項 〔規〕第131条第4項 (予)第140条の22第4項  〔規〕第131条第4項第1号 (予)第140条の22第4項第1号 〔規〕第131条第4項第2号 (予)第140条の22第4項第2号 〔規〕第131条第4項第3号 (予)第140条の22第4項第3号 〔規〕第131条第4項第4号 (予)第140条の22第4項第4号
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	1 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	( )	〔留〕、《留》 第1 1届出手続の運用 1届出の受理(5)
	2 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ているか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	( )	〔留〕第1 1届出手続の運用 5加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

## 第7 介護報酬

### 摘要欄

〈留〉指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定しに関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 訪問看護の有効期間	1 訪問看護ステーションの訪問看護は、主治医の指示書の有効期間内に行われているか。	( )	〈留〉第2の4(2)
	2 指定訪問看護を担当する医療機関の訪問看護は、指示を行う医師の診療日から1か月以内となっているか。	( )	
2 訪問看護の所要時間について	1 利用者一人につき、20分未満の訪問看護を行う場合、以下のとおりになっているか。 □ 居宅サービス計画又は訪問看護計画において、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上設定している。  □ 訪問看護を24時間行うことが出来る事業所である。  □ 緊急時訪問看護加算の届出をしている。	( )	〈留〉第2の4(3)-①
	3 利用者一人につき、前回の訪問看護から2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合は、それぞれの所要時間を合算しているか。	( )	〈留〉第2の4(3)-②(一)
	4 利用者一人につき、1人の看護職員が訪問看護を行ったあと、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合、当該訪問看護の時間を合算しているか。 なお、当該訪問看護に准看護師が含まれていた場合は准看護師の訪問看護を算定する。	( )	〈留〉第2の4(3)-②(二)
	5 利用者一人につき、1人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行ったあとに、別の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行った場合、職種ごとに算定しているか。	( )	〈留〉第2の4(3)-②(三)
	3 准看護師の訪問予定に准看護師以外が訪問看護を行った場合の取り扱い	1 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合で保健師又は看護師が訪問する場合は、保健師又は看護師が訪問する場合の所定単位数に0.9を乗じた単位数を算定しているか。	( )
	2 居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合で准看護師が訪問する場合は、准看護師の単位数を算定しているか。	( )	〈留〉第2の4(8)-①
	3 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の所定単位数を算定しているか。	( )	〈留〉第2の4(8)-②
4 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて	1 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病（利用者等告示第四号）の患者に訪問看護費を算定していないか。 （医療保険による給付対象になるため訪問看護費は算定しない）	( )	〈留〉第2の4(6)-〔注1〕
5 精神科訪問看護・指導料等に係る訪問看護の利用者について	1 精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費算定に係る医療保険による訪問看護の利用者で、同一日に訪問看護を算定していないか。	( )	〈留〉第2の4(7)-〔注1〕

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
6 定期巡回・ 随時対応型 訪問看護事 業所と連携 して訪問看 護を行う場 合	2 次の場合は、月額定額報酬額を日割り計算しているか。  <input type="checkbox"/> 月の途中から訪問看護を利用した場合 <input type="checkbox"/> 月の途中で訪問看護を終了した場合 <input type="checkbox"/> 月の途中に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合 <input type="checkbox"/> 月の途中で、要介護5から他の要介護度になった場合 <input type="checkbox"/> 月の途中で、他の要介護度から要介護5になった場合 <input type="checkbox"/> 月の途中で、前項4-1の状態になった場合	( )	〈留〉第2の4(5)-〔注2〕  ②-(一) ②-(一) ②-(二) ②-(三) ②-(三) ②-(四)

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内